就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成18年10月17日 規則第143号

改正 平成23年11月25日規則第69号 平成26年12月2日規則第85号 平成24年3月30日規則第41号 平成27年8月7日規則第74号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則 (趣旨)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成26年政令第203号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。)並びに北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例(平成18年北海道条例第78号)及び北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則(平成26年北海道規則第84号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成24年規則41号·26年85号〕

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定の申請)

第2条 法第4条第1項の申請書は、別記第1号様式とする。

一部改正〔平成26年規則85号〕

第3条 削除

削除〔平成27年規則74号〕

(幼保連携型認定こども園の設置等の届出)

- 第4条 法第16条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める様式 により行わなければならない。
 - (1) 幼保連携型認定こども園の設置の届出 別記第3号様式
 - (2) 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の届出 別記第4号様式
 - (3) 幼保連携型認定こども園の設置者の変更の届出 別記第5号様式 追加 [平成26年規則85号]

(幼保連携型認定こども園の設置等の認可の申請)

- 第5条 法第17条第1項の認可の申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。
 - (1) 幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請 別記第6号様式
 - (2) 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請 別記第7号様式
 - (3) 幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請 別記第8号様式 追加 [平成26年規則85号]

(変更の届出)

- 第6条 法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による届出は、別記第9号様式により行わなければならない。
- 2 省令第28条第1号の都道府県知事が定める数は、法第4条第1項第3号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員の10分の1及び同項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員の10分の1とする。
- 3 省令第28条第2号の都道府県知事が定める変更は、次のとおりとする。
 - (1) 子どもの教育及び保育に従事しない者の数の変更
 - (2) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場又は園庭及び調理室以外の施設設備の変
 - 一部改正〔平成26年規則85号〕

(報告の徴収等)

- 第7条 法第30条第1項の規定による報告は、知事が定める報告書により行わなければならない。
- 2 省令第29条の都道府県知事の定める日は、6月30日とする。
- 3 省令第29条第2号の都道府県知事が定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 報告書を提出する日の前日の職員の配置の状況
 - (2) 報告書を提出する日の前日の職員の資格の状況
 - (3) 報告書を提出する日の前日の施設設備の状況
 - (4) 防災等に関する計画、事故等に対する補償の体制の状況並びに自己評価又は外部評価及び職員の資質向上のための研修の実施状況
- 4 省令第29条第3号の都道府県知事が定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 教育及び保育の目標並びに主な内容
 - (2) 認定こども園が実施する子育て支援事業の実施状況
 - (3) 利用料に関する事項

一部改正〔平成26年規則85号〕

(知事への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な様式は、知事が定める。

全部改正〔平成26年規則85号〕

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年11月25日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第41号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則(平成26年12月2日規則第85号)

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

附 則(平成27年8月7日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式

(第2条関係)

全部改正〔平成26年規則85号〕

別記第2号様式 削除

削除〔平成27年規則74号〕

別記第3号様式

(第4条関係)

全部改正〔平成26年規則85号〕

別記第4号様式

(第4条関係)

全部改正〔平成26年規則85号〕

別記第5号様式

(第4条関係)

追加〔平成26年規則85号〕

別記第6号様式

(第5条関係)

追加〔平成26年規則85号〕

別記第7号様式

(第5条関係)

追加〔平成26年規則85号〕

別記第8号様式

(第5条関係)

追加〔平成26年規則85号〕

別記第9号様式

(第6条関係)

追加〔平成26年規則85号〕